

国民健康保険

7月中に、国民健康保険税の納税通知書をお送りします

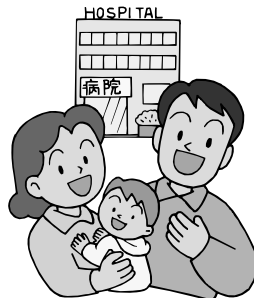
国民健康保険税は、皆野町の国保に加入されている被保険者に対してかかる税金です。病気やけがをしたときに安心して治療が受けられるように、皆さんで助け合う制度です。そのため、保険税を納めないかたがいると制度そのものが成り立たなくなります。納期限内に納めましょう。

口座振替をご利用のかたは、各納期限に口座から振替になりますので、預金残高を確認してください。

なお、年度途中で国保に加入、国保から脱退したかたについては、税額を修正します。40歳から64歳までのかたは、介護保険の第2号被保険者となり、介護保険料分もあわせて納めていただくことになります。

●納期限

- 第1期 7月31日(木)
- 第2期 9月30日(火)
- 第3期 12月1日(月)
- 第4期 2月2日(月)
- 第5期 3月31日(火)



●平成20年度国民健康保険税額

今年度から国民健康保険税の課税のしかたが変わります。これまでは、医療分と介護分の二本立てとなっていたのですが、老人保健制度の対象(75歳以上)となっていた方々が後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、後期高齢者支援金分が新設され三本立てとなりました。

区分	医療分(加入者全員)	介護分(40歳~64歳)	後期高齢者支援金等(0歳~74歳)
所得割	(総所得金額-33万)×4.7%	(総所得金額-33万)×0.8%	(総所得金額-33万)×0.8%
資産割	固定資産税額×45%		
均等割	加入者数×10,000円	加入者数×7,200円	加入者数×7,200円
平等割	1世帯あたり13,000円		
課税限度額	47万円	9万円	12万円

国民健康保険

10月から保険税の納め方が一部変わります

今年10月から国民健康保険税の特別徴収(年金からの天引き)が始まります。

年金天引きの対象となるのは、次の条件すべてにあてはまる場合です。

なお、今年の1期(7月納付)・2期(9月納付)分については、例年どおり納付書や口座振替で納付していただきます。

- 1 世帯主が国民健康保険の被保険者
- 2 年金の受給額が年額18万円以上
- 3 世帯内の国保被保険者が全員65歳から74歳まで
- 4 世帯主が介護保険料を年金から天引きで納めている
- 5 介護保険料と国保税の天引き額の合計が年金受給額の2分の1を超えない



問合せ 税務課課税担当 ☎62-1230 内線131・132